

官報

主要目次

- 法務局及び地方方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正
文部省所轄機関組織規程の一部改正
自転車競走を行うことのできる市指定(豊川市)
昭和二十七年大学入学資格検定施行
船舶保険法による船舶所有者の組織する団体指定
農業登録
輸入に関する事項の公表(第十五回)
仕向国における意匠権を侵害するおそれのある貨物の指定の一部改正
石油資源開発法第三條第一項の油田の地域および深度指定
倉庫証券の発行許可
等々力郵便局等改称
秩父鉱山郵便局等に電話通話事務開始
外国人の財産取得に関する政令第二條第一項第一号等に掲げる者が役員の場合を占めるもので外国人とならないものを指定
国会事項
国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正
官庁事項
小口貨物積卸及び貨車手押入換作業手当支給内規第六條による換算協定に関する調停案公表
大蔵省公告
指導公認会計士指定公告

府令

法務局令第四十号
法務局及び地方方法務局の支局及び出張所設置規則(昭和二十四年法務府令第十二号)の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月二十四日
法務総裁 木村篤太郎
別表神戸地方方法務局の部社支局の款西脇出張所の項を次のように改める。

Table with 2 columns: 西脇 (兵庫県内) and 兵庫県内 (西脇市, 多可郡の内, 黒田庄村)

省令

文部省令第八号
文部省所轄機関組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和二十七年四月二十四日
文部大臣 天野 貞祐
文部省所轄機関組織規程の一部を改正する省令
文部省所轄機関組織規程(昭和二十四年文部省令第三十号)の一部を次のように改正する。

第六條の次に次の一條を加える。
第六條之二 国立教育研究所に、当分の間、青少年教育部を附置する。
2 青少年教育部の内部組織その他その運営に關し必要な事項は、別に定める。
附則
この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。

告示

総理府告示第八十三号
村の境界変更
地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十七年一月一日から、青森県三戸郡豊崎村と上長苗代村の境界を次の通り変更する旨、青森県知事から届出があつた。
昭和二十七年四月二十四日
内閣総理大臣 吉田 茂
三戸郡上長苗代村に編入する区域
三戸郡豊崎村字境田 二五ノ二、二六ノ二、三四ノ二、三五ノ三、三六ノ三

三戸郡豊崎村に編入する区域
三戸郡上長苗代村字渡の葉 四ノ二、五ノ二、六ノ二
総理府告示第八十四号
村を町とする処分
地方自治法第八條第三項の規定により、昭和二十六年四月一日から、宮城県栗原郡藤里村を藤里町とする旨、宮城県知事から届出があつた。
昭和二十七年四月二十四日
内閣総理大臣 吉田 茂
総理府告示第八十五号
村を町とする処分
地方自治法第八條第三項の規定により、昭和二十六年四月一日から、宮城県栗原郡鷺沢村を鷺沢町と、本吉郡鹿折村を鹿折町とする旨、宮城県知事から届出があつた。
昭和二十七年四月二十四日
内閣総理大臣 吉田 茂

告示

総理府告示第八十六号
村の境界変更
地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十七年二月一日から、山形県飽海郡内郷村と南平田村の境界を次の通り変更する旨、山形県知事から届出があつた。
昭和二十七年四月二十四日
内閣総理大臣 吉田 茂
飽海郡内郷村に編入する区域
飽海郡南平田村大字飛鳥字宝永新田 九九一ノ二、九九三ノ二、九九四ノ二、九九五ノ二、九九六ノ二、九九七ノ二、九九八ノ二、九九九ノ二、一〇〇〇ノ二、一〇〇一ノ二、一〇〇二ノ二、一〇〇三ノ二、一〇〇四ノ二、一〇〇五ノ二、一〇〇六ノ二、一〇〇七ノ二、一〇〇八ノ二、一〇〇九ノ二、一〇一〇ノ二、一〇一一ノ二、一〇一二ノ二、一〇一三ノ二、一〇一四ノ二、一〇一五ノ二、一〇一六ノ二、一〇一七ノ二、一〇一八ノ二、一〇一九ノ二、一〇二〇ノ二、一〇二一ノ二、一〇二二ノ二、一〇二三ノ二、一〇二四ノ二、一〇二五ノ二、一〇二六ノ二、一〇二七ノ二、一〇二八ノ二、一〇二九ノ二、一〇三〇ノ二、一〇三一ノ二、一〇三二ノ二、一〇三三ノ二、一〇三四ノ二、一〇三五ノ二、一〇三六ノ二、一〇三七ノ二、一〇三八ノ二、一〇三九ノ二、一〇四〇ノ二、一〇四一ノ二、一〇四二ノ二、一〇四三ノ二、一〇四四ノ二、一〇四五ノ二、一〇四六ノ二、一〇四七ノ二、一〇四八ノ二、一〇四九ノ二、一〇五〇ノ二

飽海郡南平田村に編入する区域
飽海郡南平田村大字相沢字袋川 一三ノ二、一三七ノ二、一三八、一三九ノ二、二九一ノ二、二九二ノ二、二九三ノ二、二九四ノ二、二九五ノ二、二九六ノ二、二九九ノ二、三〇〇ノ二、三〇二ノ二、三〇四ノ二、三〇六ノ二、三〇八ノ二、三〇九ノ二、三一一ノ二、三一二ノ二、三一三ノ二、三一四ノ二、三二二ノ二、三二四ノ二、三二七ノ二、三二八ノ二、三二九ノ二、三三〇ノ二、三三二ノ二、三三三ノ二、三三四ノ二、三三六ノ二、三三七ノ二、三三九ノ二、三四〇ノ二、三四二ノ二、三四三ノ二、三四四ノ二、三四五ノ二、三四六ノ二、三四七ノ二、三四八ノ二、三四九ノ二、三五〇ノ二、三五二ノ二、三五三ノ二、三五四ノ二、三五五ノ二、三五六ノ二、三五七ノ二、三五八ノ二、三五九ノ二、三六〇ノ二、三六二ノ二、三六三ノ二、三六四ノ二、三六五ノ二、三六七ノ二、三六八ノ二、三六九ノ二、三七〇ノ二、三七二ノ二、三七三ノ二、三七四ノ二、三七五ノ二、三七六ノ二、三七七ノ二、三七八ノ二、三七九ノ二、三八〇ノ二、三八二ノ二、三八三ノ二、三八四ノ二、三八五ノ二、三八六ノ二、三八七ノ二、三八八ノ二、三八九ノ二、三九〇ノ二、三九二ノ二、三九三ノ二、三九四ノ二、三九五ノ二、三九六ノ二、三九七ノ二、三九九ノ二、四〇〇ノ二、四〇二ノ二、四〇三ノ二、四〇四ノ二、四〇五ノ二、四〇六ノ二、四〇七ノ二、四〇八ノ二、四〇九ノ二、四一〇ノ二、四一一ノ二、四一二ノ二、四一三ノ二、四一四ノ二、四一五ノ二、四一六ノ二、四一七ノ二、四一九ノ二、四二〇ノ二、四二二ノ二、四二三ノ二、四二四ノ二、四二五ノ二、四二六ノ二、四二七ノ二、四二八ノ二、四二九ノ二、四三〇ノ二、四三二ノ二、四三三ノ二、四三四ノ二、四三五ノ二、四三六ノ二、四三七ノ二、四三九ノ二、四四〇ノ二、四四二ノ二、四四三ノ二、四四四ノ二、四四五ノ二、四四六ノ二、四四七ノ二、四四八ノ二、四四九ノ二、四五〇ノ二、四五二ノ二、四五三ノ二、四五四ノ二、四五五ノ二、四五六ノ二、四五七ノ二、四五八ノ二、四五九ノ二、四六〇ノ二、四六二ノ二、四六三ノ二、四六四ノ二、四六五ノ二、四六七ノ二、四六八ノ二、四六九ノ二、四七〇ノ二、四七二ノ二、四七三ノ二、四七四ノ二、四七五ノ二、四七六ノ二、四七七ノ二、四七八ノ二、四七九ノ二、四八〇ノ二、四八二ノ二、四八三ノ二、四八四ノ二、四八五ノ二、四八六ノ二、四八七ノ二、四八八ノ二、四八九ノ二、四九〇ノ二、四九二ノ二、四九三ノ二、四九四ノ二、四九五ノ二、四九六ノ二、四九七ノ二、四九九ノ二、五〇〇ノ二、五〇二ノ二、五〇三ノ二、五〇四ノ二、五〇五ノ二、五〇六ノ二、五〇七ノ二、五〇八ノ二、五〇九ノ二、五一〇ノ二、五一二ノ二、五一三ノ二、五一四ノ二、五一五ノ二、五一六ノ二、五一七ノ二、五一八ノ二、五一九ノ二、五二〇ノ二、五二二ノ二、五二三ノ二、五二四ノ二、五二五ノ二、五二六ノ二、五二七ノ二、五二八ノ二、五二九ノ二、五三〇ノ二、五三二ノ二、五三三ノ二、五三四ノ二、五三五ノ二、五三六ノ二、五三七ノ二、五三九ノ二、五四〇ノ二、五四二ノ二、五四三ノ二、五四四ノ二、五四五ノ二、五四六ノ二、五四七ノ二、五四八ノ二、五四九ノ二、五五〇ノ二、五五二ノ二、五五三ノ二、五五四ノ二、五五五ノ二、五五六ノ二、五五七ノ二、五五八ノ二、五五九ノ二、五六〇ノ二

総理府告示第八十七号
市村の廢置分合
地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年六月一日から、福岡県三井郡高良内村を廢し、その区域を久留米市に編入する旨、福岡県知事から届出があつた。
昭和二十七年四月二十四日
内閣総理大臣 吉田 茂
地方財政委員会告示第十八号
自転車競走法(昭和二十三年法律第二百九号)第一條第一項の規定により、自転車競走を行うことのできる市を次のように指定する。
昭和二十七年四月二十四日
地方財政委員 野村 秀雄
員会委員長

毎日文庫
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

大蔵省告示第七百三十一号
刺増金貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第四十三号)第三
條及び第五條の規定により、百四銀行
第十六回定期預金の細目等を次の
ように定める。

Table with 6 columns: 一 名称, 二 契約期間, 三 取扱の時期, 四 割増金, 五 抽せん期日, 六 割増金の支払開始期日.

大蔵省告示第七百三十二号
刺増金貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第四十三号)第三
條及び第五條の規定により、駿河銀行
第十四回定期預金の細目等を次の
ように定める。

Table with 6 columns: 一 名称, 二 契約期間, 三 取扱の時期, 四 割増金, 五 抽せん期日, 六 割増金の支払開始期日.

大蔵省告示第七百三十三号
刺増金貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第四十三号)第三
條及び第五條の規定により、第十回秋
銀ほがら定期預金の細目等を次の
ように定める。

Table with 6 columns: 一 名称, 二 契約期間, 三 取扱の時期, 四 割増金, 五 抽せん期日, 六 割増金の支払開始期日.

大蔵省告示第七百三十四号
刺増金貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第四十三号)第三
條及び第五條の規定により、第二十回
秋銀ほがら定期預金の細目等を次の
ように定める。

Table with 6 columns: 一 名称, 二 契約期間, 三 取扱の時期, 四 割増金, 五 抽せん期日, 六 割増金の支払開始期日.

大蔵省告示第七百三十五号
刺増金貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第四十三号)第三
條及び第五條の規定により、中国銀行
第十三回定期預金の細目等を次の
ように定める。

Table with 6 columns: 一 名称, 二 契約期間, 三 取扱の時期, 四 割増金, 五 抽せん期日, 六 割増金の支払開始期日.

文部省告示第十五号

大学入学者資格検定期程 (昭和二十六
年文部省令第十三号) 第三條の規定に
より、昭和二十七年大学入学者資格検
定を左のとおり施行する。

出願に関する書類は、大学入学
資格検定期程(以下「規程」とい
う。)第七條の規定により作成す
ること。

合格発表日時
合格発表は、昭和二十七年九月
中旬に各都道府県教育委員会事務局
及び各個人に対する通知によつて行
う。

厚生省告示第七十九号
昭和二十七年四月一日次の健康保険
組合の設立を認可した。

- List of health insurance branches: 由良支店, 印南支店, 南支店, 田辺支店, etc.

●農林省告示第百五十八号
農林省告示第百五十八号(昭和二十三年法律第八十二号)第二條の規定により、昭和二十七年一月八日附をもつて左記農薬を再登録し、登録票を交付した。
昭和二十七年四月二十四日

登録番号	農薬の種類及び名称	製造業者又は輸入業者の氏名及び住所	製造場の名称及び所在地
二二四	除虫菊乳剤一・五	旭川市永山通り六丁目一八九九	旭川市永山通り六丁目一八九九
二二五	除虫菊乳剤一・五	旭川市永山通り六丁目一八九九	旭川市永山通り六丁目一八九九
二二六	除虫菊乳剤一・五	旭川市永山通り六丁目一八九九	旭川市永山通り六丁目一八九九
二二七	除虫菊乳剤一・五	旭川市永山通り六丁目一八九九	旭川市永山通り六丁目一八九九
二二八	除虫菊乳剤一・五	旭川市永山通り六丁目一八九九	旭川市永山通り六丁目一八九九
二二九	除虫菊乳剤一・五	旭川市永山通り六丁目一八九九	旭川市永山通り六丁目一八九九
二三〇	除虫菊乳剤一・五	旭川市永山通り六丁目一八九九	旭川市永山通り六丁目一八九九
二三一	除虫菊乳剤一・五	旭川市永山通り六丁目一八九九	旭川市永山通り六丁目一八九九
二三二	除虫菊乳剤一・五	旭川市永山通り六丁目一八九九	旭川市永山通り六丁目一八九九
二三三	除虫菊乳剤一・五	旭川市永山通り六丁目一八九九	旭川市永山通り六丁目一八九九

●農林省告示第百五十九号
農林省告示第百五十九号(昭和二十三年法律第八十二号)第二條の規定により、昭和二十七年一月八日附をもつて左記農薬を再登録し、登録票を交付した。
昭和二十七年四月二十四日

登録番号	農薬の種類及び名称	製造業者又は輸入業者の氏名及び住所	製造場の名称及び所在地
二四〇	除虫菊乳剤一・五	旭川市永山通り六丁目一八九九	旭川市永山通り六丁目一八九九
二四一	除虫菊乳剤一・五	旭川市永山通り六丁目一八九九	旭川市永山通り六丁目一八九九
二四二	除虫菊乳剤一・五	旭川市永山通り六丁目一八九九	旭川市永山通り六丁目一八九九
二四三	除虫菊乳剤一・五	旭川市永山通り六丁目一八九九	旭川市永山通り六丁目一八九九
二四四	除虫菊乳剤一・五	旭川市永山通り六丁目一八九九	旭川市永山通り六丁目一八九九
二四五	除虫菊乳剤一・五	旭川市永山通り六丁目一八九九	旭川市永山通り六丁目一八九九
二四六	除虫菊乳剤一・五	旭川市永山通り六丁目一八九九	旭川市永山通り六丁目一八九九
二四七	除虫菊乳剤一・五	旭川市永山通り六丁目一八九九	旭川市永山通り六丁目一八九九
二四八	除虫菊乳剤一・五	旭川市永山通り六丁目一八九九	旭川市永山通り六丁目一八九九
二四九	除虫菊乳剤一・五	旭川市永山通り六丁目一八九九	旭川市永山通り六丁目一八九九
二五〇	除虫菊乳剤一・五	旭川市永山通り六丁目一八九九	旭川市永山通り六丁目一八九九

●通商産業省告示第九十一号
輸入貿易管理規則(昭和二十四年通商産業省令第七十七号)第一條の規定に基づき、輸入に関する事項の公表を次の通り行い、昭和二十七年四月二十四日から適用する。
昭和二十七年四月二十四日

品名	品目	輸入数量	担保の比	外貨準備	銀行開始	銀行等
081-0290	抗生物質原料	米・ト	50,000	3%	5月10日	6月30日
081-0300	バナナ	米・ト	50,000	20%	5月8日	6月30日
083-0115	かんきつ果実	米・ト	20,000	5%	5月6日	6月30日
084-0210	小麦(白豆を除く)	米・ト	50,000	3%	5月1日	6月30日
074-0120	紅茶	米・ト	10,000	3%	4月28日	6月30日
292-0216	紙	米・ト	100,000	3%	4月25日	6月30日
582-0210	スチロール樹脂	米・ト	10,000	3%	4月21日	6月30日

●通商産業省告示第九十二号
昭和二十六年一月通商産業省令第十一号(輸出貿易管理令別表第一第三十号)の規定に基づき、仕向国における意匠権を侵害するおそれのある貨物の指定の件(一)の一部を次のように改正する。
昭和二十七年四月二十四日

●通商産業省告示第九十三号
石油資源開発法(昭和二十三年法律第三十一号)第三條第二項の規定により、同條第一項の油田の地域および深度を次のように指定する。
昭和二十七年四月二十四日

●運輸省告示第百十五号
運輸省告示第百十五号(昭和二十七年運輸省令第八号)第十五條により次のとおり件名表に登録されたから、第十六條の規定に基づいてこれを告示する。
昭和二十七年四月二十四日

●通商産業省告示第九十一号
輸入貿易管理規則(昭和二十四年通商産業省令第七十七号)第一條の規定に基づき、輸入に関する事項の公表を次の通り行い、昭和二十七年四月二十四日から適用する。
昭和二十七年四月二十四日

品名	品目	輸入数量	担保の比	外貨準備	銀行開始	銀行等
081-0290	抗生物質原料	米・ト	50,000	3%	5月10日	6月30日
081-0300	バナナ	米・ト	50,000	20%	5月8日	6月30日
083-0115	かんきつ果実	米・ト	20,000	5%	5月6日	6月30日
084-0210	小麦(白豆を除く)	米・ト	50,000	3%	5月1日	6月30日
074-0120	紅茶	米・ト	10,000	3%	4月28日	6月30日
292-0216	紙	米・ト	100,000	3%	4月25日	6月30日
582-0210	スチロール樹脂	米・ト	10,000	3%	4月21日	6月30日

●運輸省告示第百十五号
運輸省告示第百十五号(昭和二十七年運輸省令第八号)第十五條により次のとおり件名表に登録されたから、第十六條の規定に基づいてこれを告示する。
昭和二十七年四月二十四日

品名	品目	輸入数量	担保の比	外貨準備	銀行開始	銀行等
081-0290	抗生物質原料	米・ト	50,000	3%	5月10日	6月30日
081-0300	バナナ	米・ト	50,000	20%	5月8日	6月30日
083-0115	かんきつ果実	米・ト	20,000	5%	5月6日	6月30日
084-0210	小麦(白豆を除く)	米・ト	50,000	3%	5月1日	6月30日
074-0120	紅茶	米・ト	10,000	3%	4月28日	6月30日
292-0216	紙	米・ト	100,000	3%	4月25日	6月30日
582-0210	スチロール樹脂	米・ト	10,000	3%	4月21日	6月30日

大蔵省公告

○指券公認会計士指定公告
全指券公認会計士指定公告(昭和26年)

裁判所公告

○押収物還付公告
大分家庭裁判所中津支部
左記押収物について少年法第十五

公告

○示催公告
昭27年(第一四四号)
名古屋市中区南田町一七、波野

除権判決

昭27年(第一九号)
山口県吉敷郡小島村下小島一七

昭26年(第一七五号)
昭26年(第一七六号)
昭26年(第一七七号)
昭26年(第一七八号)

昭26年(第一八二二二二)
昭26年(第一八二二二三)
昭26年(第一八二二二四)

昭26年(第一八二二二五)
昭26年(第一八二二二六)
昭26年(第一八二二二七)

昭26年(第一八二二二八)
昭26年(第一八二二二九)
昭26年(第一八二二三〇)

昭26年(第一八二二三一)
昭26年(第一八二二三二)
昭26年(第一八二二三三)

昭26年(第一七五号)

神奈川縣藤沢市片瀬二九三二
申立人 朝海浩一郎
右代理人 本田 実

昭26年(第一七六号)

新潟県刈羽郡二田村妙法寺
申立人 熊野 熊二
右申立代理人 小坂太刀男

昭26年(第一七六号)

新潟県刈羽郡二田村妙法寺
申立人 藤崎 春雄
右代理人 藤崎 春雄

昭26年(第一七六号)

新潟県刈羽郡二田村妙法寺
申立人 藤崎 春雄
右代理人 藤崎 春雄

昭26年(第一七六号)

新潟県刈羽郡二田村妙法寺
申立人 藤崎 春雄
右代理人 藤崎 春雄

昭26年(第一七六号)

新潟県刈羽郡二田村妙法寺
申立人 藤崎 春雄
右代理人 藤崎 春雄

昭26年(第一七五号)

広島県福山市明治町乙九百九番地
申立人 佐藤 洋一
右代理人 佐藤 洋一

昭26年(第一七六号)

新潟県刈羽郡二田村妙法寺
申立人 藤崎 春雄
右代理人 藤崎 春雄

昭26年(第一七六号)

新潟県刈羽郡二田村妙法寺
申立人 藤崎 春雄
右代理人 藤崎 春雄

昭26年(第一七六号)

新潟県刈羽郡二田村妙法寺
申立人 藤崎 春雄
右代理人 藤崎 春雄

昭26年(第一七六号)

新潟県刈羽郡二田村妙法寺
申立人 藤崎 春雄
右代理人 藤崎 春雄

昭26年(第一七六号)

新潟県刈羽郡二田村妙法寺
申立人 藤崎 春雄
右代理人 藤崎 春雄

昭26年(第一七五号)
昭26年(第一七六号)
昭26年(第一七七号)

昭26年(第一七六号)
昭26年(第一七七号)
昭26年(第一七八号)

昭26年(第一七六号)
昭26年(第一七七号)
昭26年(第一七八号)

昭26年(第一七六号)
昭26年(第一七七号)
昭26年(第一七八号)

昭26年(第一七六号)
昭26年(第一七七号)
昭26年(第一七八号)

昭26年(第一七六号)
昭26年(第一七七号)
昭26年(第一七八号)

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

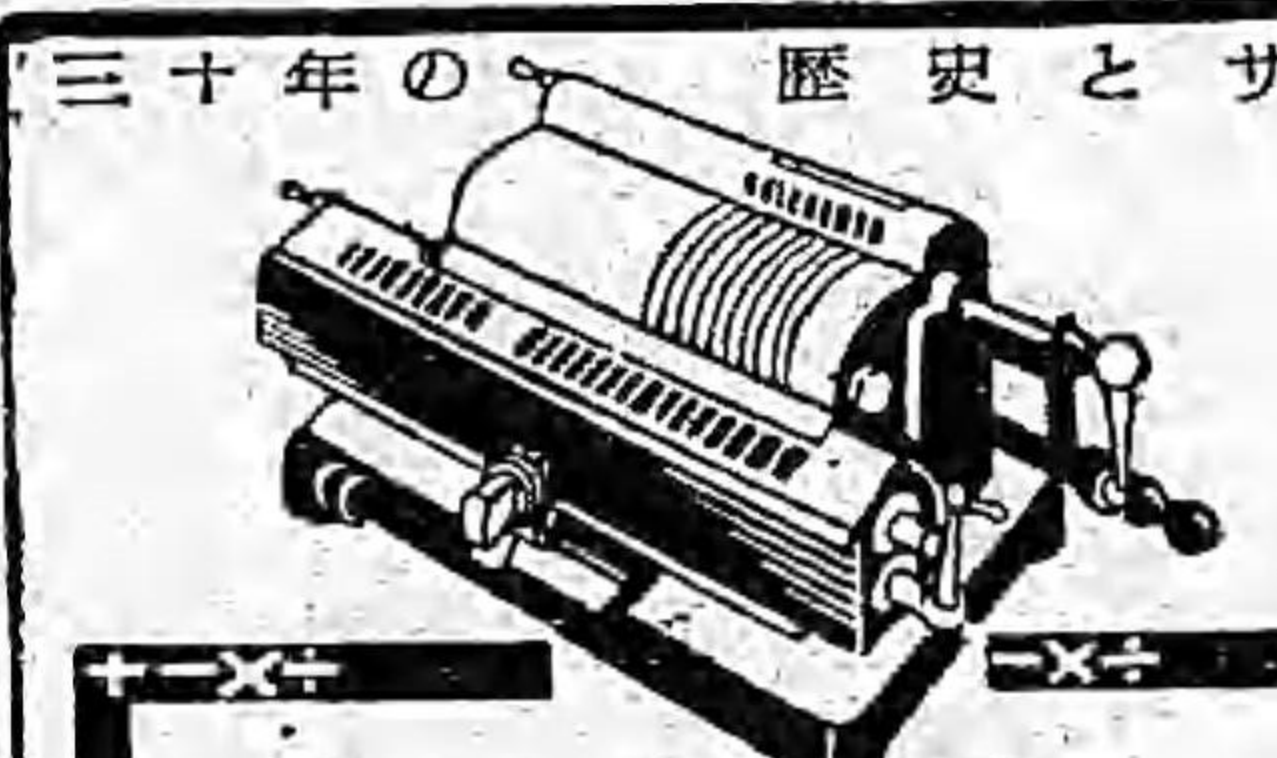
債権申出公告(第二回)
当委員会は昭和二十七年三月三十一日政令第七十三号(閉鎖機閉整理委員会解散令)により昭和二十七年三月三十一日を以て解散致しましたので、当委員会对し債権を有せられる方は昭和二十七年六月三十日までにその債権を御申出下さい。若し前記期間内に申出のないときは清算から除外されます。
昭和二十七年四月二十四日
東京都千代田区丸の内一丁目二番地(三和銀行ビル内)
閉鎖機閉整理委員会
清算人 神森 敏三

債権申出公告(第三回)
当委員会は昭和二十六年十二月三十一日の臨時株主総会の決議により解散しましたので、当会社に対し債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除外致します。
昭和二十七年四月十九日
東京都新宿区西大久保一丁目三七番地
農産協同株式会社
代表清算人 小池玉三郎

解散公告(第二回)
当財団法人は昭和二十七年三月二十日附の文部省認可によつて解散しましたので、当法人に対し債権を有せられる方は第一回公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十七年四月二十四日
大垣市久瀬川町六丁目百七十二番地
有限会社大越工務店
代表取締役 大越福太郎

Aspeed タイム・スタンプ
電報、書簡、送付、状伝票の発送に速
の出入に二枚、公平な時分を明確に印字する
全国電報局御指定
「カクログ送呈」
FEB 6 AM 4.36
東京・杉並・練馬
中島精密工業株式会社
電話中野(38) 1467・3406・4291・4068番

三十年の歴史とサービスを誇る



連乗式第20号 ¥500
連乗式第18号 ¥380
特装型第18号 ¥320

タイガー計算器

タイガー計算器販売株式会社 (支店) 大阪札幌山合名古屋
東京銀座西二 電話橋3760・4019・580 広島福岡(工場) 大阪十三

解散公告(第一回)
当協会は昭和二十七年四月十日臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当協会对し債権を有せられる方は第一回公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除外致します。
昭和二十七年四月二十四日
東京都千代田区丸の内三丁目一
番地 勤業証券ビルディング湯浅
法律事務所 財団法人三美会
清算人 湯浅 恭三

解散公告(第三回)
当協会は昭和二十七年三月十日の評議員会の決議により解散いたしましたので、当協会对し債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除外致します。
昭和二十七年四月十五日
東京都新宿区市ヶ谷田町一丁目四番地
財団法人ラテンアメリカ協会
清算人 内田 千尋

合併公告
昭和二十七年四月五日開催の臨時株主総会に於て下記会社は甲は乙を合併し其の権利義務を承継存続し乙は解散する事に決議致しましたから右合併に異議ある方は本公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十七年四月十六日
明石市魚住町中尾一〇五八番地 甲 柴田ゴム工業株式会社
明石市魚住町中尾一〇五八番地 乙 明石陶管合資会社

解散公告(第二回)
当協会は昭和二十七年四月十日臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当協会对し債権を有せられる方は第一回公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除外致します。
昭和二十七年四月二十四日
東京都中央区銀座西五丁目五番地
太陽製紙株式会社
清算人 黒川亀太郎

創業明治二十七年
堀井膳寫版
輪轉式堀井膳寫紙
ミリアタイプ原紙
タイガー印複寫紙

堀井膳寫版

堀井膳寫堂株式会社 東京都千代田区神田銀治町
電話 神田(25) 418, 422, 423

文部省父母と先生の会分科審議会
教育財政のはなし
PTAシリーズ5 全日本社会教育連合会編
B6 136頁 定価120円

本書は教育の土台となる教育財政の現状について正しい理解と積極的な関心を持つていただく為最新の資料により平易に解説したものである

印刷所発行

- 義務教育の就学対策はどうか
- 教員についての諸問題はどうか
- 学校施設の諸問題はどうか
- 教育財政はなぜ確立しなければならないか
- 地方財政の改革が学校財政に与えた影響は

申込先 全国各地の官報販売所・主要書店
又は印刷所内直売代理部へ!
東京都牛込局区内(振替) 東京 22013 番

第九十二期決算公告
(昭和二十七年三月三十一日現在)
貸借対照表

借方	九二六四、八六七三	貸方	一〇、四六二、二五八、三六
固定資産	四七二九、〇七二〇	短期負債	二五、二六三、〇〇
無形資産		長期負債	一〇、四六二、二五八、三六
有形資産		資本	二、〇〇〇、〇〇〇
		当期利益	五〇三、二九二、九六
		当期利益	二五九、〇三三、二〇
		合計	一七、七七八、八四七、五二

昭和二十七年四月
東京都千代田区丸の内一丁目十番地五
千代田建物株式会社

定価 一ヶ月 二百十四 一冊 九円 送料 郵費
定価 一ヶ月 二百十四 一冊 九円 送料 郵費
但し、会社等解散、減資、合併、組織変更公告二冊 千五百円
広告料 広告 八ポイント一行 十七字能相当 二百円

発行所 東京都新宿区市谷本町一五
電話九段(33) 三二七五
郵政東京一九〇〇〇 官報課